

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

(平成29年分以降用)

本年分の開始の日の前日における雇用者の数 (付表「③の1」-付表「④の1」)	①	人	本 年 税 額 控 除 の 計 算	調整基準雇用者数 (②-⑩)	⑦	人	
基準雇用者数 (付表「⑤の1」)	②	(マイナスの場合は0)		控除対象特定地域基準雇用者数 (⑥と⑦のうち少ない数)	⑧		
基準雇用者割合 (②÷①)	③			税額控除限度額 (40万円×⑧) (③<0.1又は④<⑤の場合は0)	⑨	円	
給与等支給額 (付表「⑭」)	④	円		調整前事業所得税額	⑩		
比較給与等支給額 (付表「⑳」)	⑤			本年税額基準額 (⑩× $\frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$)	⑪		
特定地域基準雇用者数 (付表「②の4」と「⑤の4」のうち少ない数)	⑥	(マイナスの場合は0) 人		本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫		
				調整前事業所得税額超過構成額	⑬		
			本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭			
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項							
認定年月日	平	.	.	事業実施地域			
地方事業所基準雇用者数に係る計算			地方事業所特別基準雇用者数に係る計算				
計画の区分		拡充型・移転型		基準年		平成 年	
地方事業所基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	⑮	(マイナスの場合は0) 人	基礎となる地方事業所特別基準雇用者数の	適	平成 年	⑳	
控除対象地方事業所基準雇用者数 (②と⑮のうち少ない数)	⑯			用	平成 年	㉑	
控除対象特定新規雇用者数 (⑯と付表⑥のうち少ない数)	⑰			年	平成 年	㉒	
非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計 (付表「⑨+⑩」)	⑱		本 年 税 額 控 除 の 計 算	本 年 税 額 控 除 額 の 計 算	地方事業所特別基準雇用者数 (㉒+㉓+㉔)	㉕ (マイナスの場合は0)	
非特定新規雇用者超過数 (付表⑩)	㉑				地方事業所特別税額控除限度額 (30万円×㉕)	㉖	円
③≥0.1又は①=0の場合 (50万円×㉖)又は(60万円×㉗+ 50万円×㉘+40万円×㉙)	㉖	円			差引本年税額基準額残額 (㉖-㉑-㉒)	㉗	
同上以外の場合 (20万円×㉖)又は(30万円×㉗+ 20万円×㉘+10万円×㉙)	㉗				本年税額控除可能額 (㉖と㉗のうち少ない金額)	㉘	
地方事業所税額控除限度額 (㉖又は㉗) (④<⑤の場合は0)	㉘				調整前事業所得税額超過構成額	㉙	
本年税額基準額 (⑩× $\frac{30}{100}$)	㉙				本年税額控除額 (㉘-㉙)	㉚	
差引本年税額基準額残額 (㉙-㉑)	㉚				所得税額の特別控除額 (⑭+㉚+㉛)	㉛	
本年税額控除可能額 (㉑と㉚のうち少ない金額)	㉛						
調整前事業所得税額超過構成額	㉜						
本年税額控除額 (㉛-㉜)	㉜						

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成30年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

なお、明細書上の「付表」とは、『**基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）**』のことをいいます。

1 記載要領

- (1) 「③」欄には、「①」欄が零である場合には、記載を要しません。
- (2) 「⑨」欄については、基準雇用者数（「②」欄）が4人以下の場合は、0となります。
なお、適用を受ける個人が中小事業者（旧措法第10条第7項5号に規定する中小事業者をいいます。以下同じ。）である場合には、基準雇用者数（「②」欄）が1人以下の場合は、0となります。

- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑪」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「10又は」を抹消し、その他の場合には「又は20」を抹消します。
- (5) 「⑫」欄は、平成30年分については「(50万円×⑬) 又は」を抹消し、平成29年分については「又は (60万円×⑭) +50万円×⑮ +40万円×⑯」を抹消します。
- (6) 「⑰」欄は、平成30年分については「(20万円×⑱) 又は」を抹消し、平成29年分については「又は (30万円×⑲)+20万円×⑳ +10万円×㉑」を抹消します。
- (7) 「㉒」欄については、基準雇用者数（「②」欄）が4人以下の場合は、0となります。
なお、適用を受ける個人が中小事業者である場合には、基準雇用者数（「②」欄）が1人以下の場合は、0となります。
- (8) 「基準年」欄は、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。
- (9) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、旧措法10条の5第4項第12号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。
- (10) 措法第10条の4の2《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除》の適用を受ける場合、「㉒」欄の欄中「㉓-㉔」とあり、「㉕」欄の欄中「㉓-㉔-㉕」とあるのは、それぞれ「㉓-㉔-『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』「㉖」欄」、「㉓-㉔-㉕-『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』「㉖」欄」として記載します。
- (11) 「㉗」欄、「㉘」欄及び「㉙」欄には、それぞれ『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「㉚」欄、「㉛」欄及び「㉜」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5、平成30年改正法附則64